

第4章 計画の推進と点検評価

1. 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意の上、中長期的な視点のもとで、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

■あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

■最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

■各種計画との調和の確保

県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

■各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

■総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。

2. 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望まれます。

(1) 県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望まれます。

(2) 民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

(3) 事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望まれます。

(4) 市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望まれます。

また、市町村合併が進展する中で、より広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。



塩塚高原（山城町）

3. 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

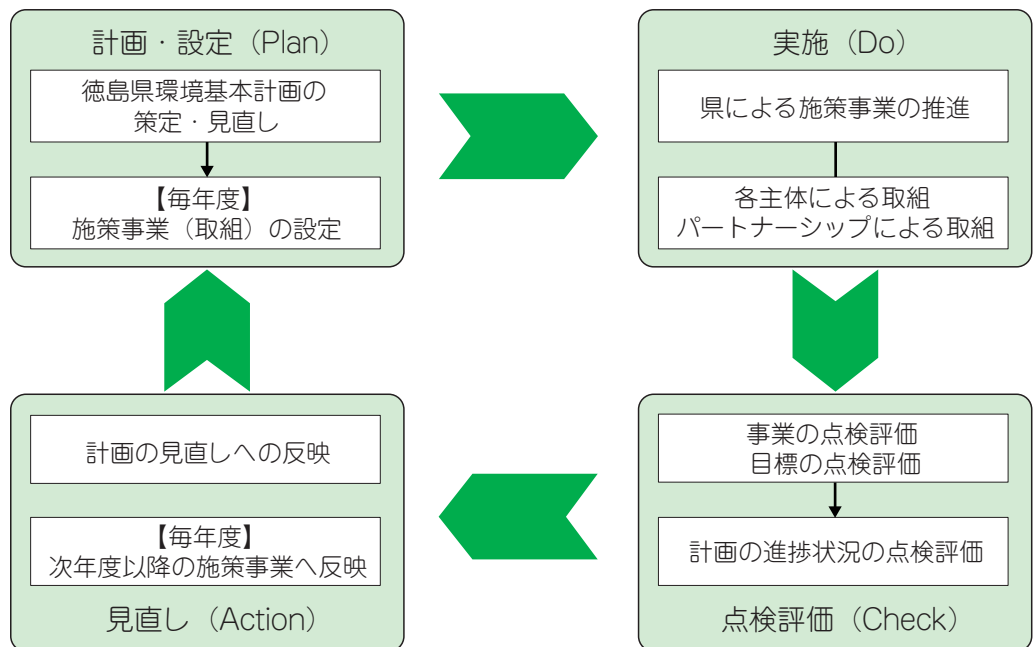
計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるPDCAサイクル※の考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（Plan）→取組の実施（Do）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検評価（Check）→取組の見直し（Action）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「徳島県環境マネジメントシステム（ISO14001）」（3年単位の進行管理）や「政策評価制度」など既存の仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いて、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

PDCAサイクル

→「環境マネジメントシステム」参照（74ページ）

<計画の点検・評価のフロー>



4. 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、徳島県環境対策推進本部を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

5. 財政上の措置

本計画に掲げられた各種施策を総合的・計画的に実施していくため、県は計画の進捗状況や環境の状況などを総合的に勘案しつつ、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国や市町村に対しては、本計画の推進に必要な財源の確保等について、積極的な取組を要請していきます。



海部川清流